むつ市立図書館寄贈資料の受領に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、むつ市立図書館に寄贈申出があった資料の受領に際し、必要な事項を定め、寄贈資料の処理業務を適切に行なうことを目的とする。

(取扱方針)

- 第2条 むつ市立図書館資料収集方針(以下「収集方針」という。)に基づき適切と判断した資料を 受領するものとする。
- 2 受領したもののうち図書館蔵書として受入しないものは、他機関への譲渡、利用者リサイクル その他館長が適切と判断した処理をするものとする。

(受領する資料)

- 第3条 受領する資料は次に掲げるものとし、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 一般図書 5年以内に出版された収集方針の範囲にある資料
 - (2) 児童書 汚損・書込みのないもので収集方針の範囲にある資料
 - (3) 郷土に関する資料 古文書、図書、パンフレット、視聴覚資料、新聞、雑誌
 - (4) その他館長が適切であると判断した資料
- 2 前項各号に該当し、受領した資料のうち、汚損、書込等が認められる等、館長が受入に不適切と 判断した資料は、図書館蔵書として登録せず、廃棄処分とする。

(受領しない資料)

- 第4条 受領しない資料は次に掲げるものとする。
 - (1) 著しく汚損している資料
 - (2) 出版年の古い一般書、実用書、ガイドブック
 - (3) 国語辞典、百科事典その他それらに類する資料
 - (4) 雑誌、コミック
 - (5) VHS、DVD、LD等の著作権上の制限がある資料 (ただし郷土資料は除く)
 - (6) CD、カセットテープ、レコード(ただし郷土資料は除く)
 - (7) その他館長が受領に適さないと判断した資料

(受領の処理)

- 第5条 寄贈資料受領の際は、寄贈資料申込用紙に必要事項を記載し、寄贈資料の取扱については、 図書館に一任することを条件に受領することとし、受領後の返却、問合せには応じないこととす る。
- 2 寄贈を希望する資料が大量にある場合、館長は、寄贈資料に関するリストの提出を求めることが可能であり、申出に対して、図書館が希望した資料のみを受入れる。なお、原則として図書館は 運搬を行わないものとする。

令和6年7月30日改訂